

第25回

原子力安全委員会速記録

平成23年4月21日（木）

原子力安全委員会

(注：この速記録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません)

第25回 原子力安全委員会臨時会議

平成23年4月21日(木)

8:30～

原子力安全委員会委員長室

議 題

- (1) 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策特別措置法第15条第2項第3号に掲げる事項について
- (2) その他

配付資料

- (1) 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項第三号に掲げる事項に関し、意見を求める件
- (追加) 原子力災害対策特別措置法第二十条第五項に基づいて意見を求められた件に対する意見

午前8時30分開会

○班目委員長 ただいまから第25回原子力安全委員会臨時会議を開催いたします。今回の会議は、原災法第15条第2項第3号に掲げる事項の変更という周辺住民の生活に直結する事項について、原子力災害対策本部長の指示よりも前に、審議するものであり、この会議で議題名を含め公開で審議することは、いたずらに周辺住民の混乱を生じさせるおそれが高いため、慎重に取り扱う必要があると思います。このため、非公開で議事を行うこととします。

それでは、最初の議題でございますが、「福島第一原子力発電所に係る原子力災害特別措置法第15条第2項第3号に掲げる事項について」でございます。

本件につきましては、原子力災害対策本部の事務局である原子力被災者生活チーム住民安全班の菅原課長からご説明よろしく願います。

○説明者（菅原課長） 原子力被災者生活支援チームの菅原でございます。本日は急遽、お集まりいただきましてありがとうございます。警戒区域の設定という件でございますが、これについて原子力災害対策特別措置法第15条第2項第3号に掲げる事項に関し、第20条第5項の規定に基づき、今からご説明する内容について、ご意見を賜りたいのでお願いします。

1枚捲っていただきまして、（別紙）でございます、避難区域20km圏内について、原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域を設定すること及び、次に説明します内容について、その区域内の居住者等に対し周知させるべき事項に関し、それぞれ原子力災害対策特別措置法第15条第2項第3号に掲げる事項として意見を伺うということでございます。

次のページに公示の案がございます、3.の一番下の箱でございます。3つ目の内容、福島第一原子力発電所から半径20km圏内を原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること、という内容を周知いたしたいと考えております。

少し遡りまして、警戒区域とは、何かということでございますが、元々は災害対策基本法第63条に市町村長の権限として規定されている権限でございます、一定の範囲について警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者が、市町村長の許可無く立入りを行うことの制限又は禁止することという規定でございます、違反した者に対しては、10万円以下の罰金又は拘留という罰則がついております。

なぜ、このような警戒区域の設定が必要となったかといいますと、御案内のように避難指示が行われている区域については、安全上の大きなリスクが懸念されるため、これまでも立ち入りの禁止の要請をしていたところでございます。他方、残念ながら、避難指示が行われている地域・区域に対して、立ち入る方がいるという確認がされる様な状況になっておりまして、これらの区域をある意味面的に、より厳格に管理することによって、立ち入ることによって想定されるリスクを軽減させるということを目的としております。このような観点から、関係する自治体とも調整をしていたところでございますが、この調整も整ったことから、20km圏内の安全・治安を確保するため、原子力災害対策本部長たる内閣総理大臣が関係市町村長に対し、警戒区域とする事を指示することといたしたいということでございます。

○班目委員長 どうもありがとうございました。本件につきましては、当該区域については、すでに3月12日に避難区域に指定されていたところでございますが、ただいまの説明にありましたとおり、この区域を警戒区域として設定しようという趣旨だと理解いたしました。問題ないように思われますが、ご質問やご意見がございましたら、お願いします。何かございますでしょうか。本件はよろしゅうございますか。ただいまのご意見を踏まえると、本件は差し支えない旨、回答することとしてよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの回答について、事務局から意見案としてまとめた資料の配付と読上げをお願いします。

○水間総務課長 ただ今配付させていただいた追加資料を読み上げさせていただきます、日付は、平成23年4月21日付けでございます。宛先は、原子力災害対策本部長殿、発信元といたしまして、原子力安全委員会でございます。本文を読み上げます。

平成23年4月21日付で原子力災害対策特別措置法第20条第5項に基づいて意見を求められた件について、同項の規定に基づき、差し支えない旨、意見を述べます。以上でございます。

○班目委員長 ありがとうございます。これでよろしいですね。それでは、追加資料のとおり、当委員会から原子力災害対策本部長に対して意見を述べることとしたいと思います。事務局は必要な手続きをお願いします。

本日、他に審議する事項はありますか。

○水間総務課長 ございません。

○班目委員長 それでは、本日の会合は終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

午前8時38分閉会